令和2年度指定管理業務に関する事業報告書(デイ)

| 施設名 修字院ティサードスセンター | 施設名 | 修学院デイサービスセンター |
|-------------------|-----|---------------|
|-------------------|-----|---------------|

| | 1 | 施設(| の管理運営 |
|--|---|-----|-------|
|--|---|-----|-------|

- ・介護保険法に基づく、通所介護事業及び介護予防通所介護事業の実施。 ・京都市総合事業(介護予防・日常生活支援事業)による介護予防型デイサービスの実施。

(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

2 事業実施内容

- 月曜日~金曜日(12月31日~1月3日まで休業) ・営業日
- ·営業時間 午前8時30分~午後5時15分
- 利用定員 35名
- ・食事。おやつ、入浴、清拭、健康チェック、レクリエーション、機能訓練、生活相談、送迎、 その他ご利用者様の心身の状態に合わせた必要な介助、介護。

(参考) 今後実施予定の指定管理者提案内容

(参考) 自主事業内容

3 サービス提供状況

管理者(相談員兼務)1名、生活相談員1名、介護職6名、看護師2名、運転手1名 送迎:送迎車4台(リフト車2台、ワゴン車1台、車いす対応軽自動車1台)運転者、同乗者合計8 名。

(参考)今後実施予定の指定管理者提案内容

市内中小企業への発注に対する考え方

市内の地域の中小企業へ発注するように心掛けている。

- 5 施設の利用状況(施設の稼働率, 利用者数, 事業参加者数など)
 - (1) 実利用者数 (実績値)

689

(2) 延べ利用者数 (実績値)

5602 件

(3) 収支実績

ア 令和2年度収入状況(単位:円)

| 介護保険収入 | 50, 623, 440 |
|--------|--------------|
| 利用料収入 | 11, 019, 930 |
| 委託料収入 | |
| 補助金収入 | 267, 000 |
| 寄付金収入 | |
| 雑収入 | |
| その他 | 4, 138 |
| 収入計 | 61, 914, 508 |
| | |

イ 令和2年度支出状況(単位:円)

| 人件費 | 50, 334, 533 |
|-------|--------------|
| 事業費 | 8, 184, 681 |
| 委託費 | 7, 111, 326 |
| 小額修繕費 | 339, 820 |
| その他 | 4, 222, 576 |
| 支出計 | 70, 192, 936 |

6 施設の利用者満足度の把握

- (1) 利用者満足度の把握状況
- ・ご利用者、ご家族、他の関係機関からの情報を日々の職員間のミーテイングや職員会議で共有している。
- ・「修学院デイサービスセンターアンケート」を令和2年9月にご利用者、ご家族に向けて実施している。配布数54名、回収37名、回収率64.8%
- (2) 利用者満足度把握の結果

| • | 「修学院デイサービスセンターアンケート」添付資料あり。 |
|---|-----------------------------|
| | |
| | |
| | |
| | |

(3) 意見等への主な対応状況

アンケート集計後、いただいた意見に対しては、改善に向けて、ケア内容や環境整備を実施。

7 その他特記事項

(1)

・令和元年度までは、地域における福祉施設として、ボランティアが運営する認知症カフェの運営サポートや、市内中学校のチャレンジ体験受入れ等積極的に取り組んできたが、新型コロナウイルスの感染予防のため、令和2年度は取組みの多くが自粛になる。緊急事態宣言が発令されていない時に、地域のすこやか学級へ参加して、ソーシャルデイスタンスを心掛けながら、脳トレや体操を実施。

| 2) |
|----|
| |
| |
| |

8 評価(指定管理者自己評価)

・定員35名に対して、1日の平均利用者が21名前後と、低い結果になっている。新規相談が有れば、お試し利用を勧める等積極的に受け入れさせていただいてきたが、一方、長年利用された利用者が、次々と施設入所され、人数が伸び悩む結果となる。近年、近隣に多くのデイサービスが開設されてきているので、当事業所も、レクリエーション楽しさや、自宅に戻られて効果の有る運動等、特色を広報していく事を強めていく必要がある。

- 等、特色を広報していく事を強めていく必要がある。 ・開所して30年近くになる。設備面での課題が増えてきている。メンテナンスをより重視し、京都市とも相談させていただきながら、改善を図っていく必要がある。
- ・障害者差別禁止法に関する取組みとして、事業所の理念である人権の尊重を踏まえ、差別を許さ ない雰囲気を重視し、障害を持たれている方が、不利益を被る事のない対応を心掛けていく。